

様式1

事業報告書

(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 記念歯科

- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会福祉法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 広島県呉市阿賀北9丁目8番15号

(3) 設立認可年月日 平成26年 6月27日

(4) 設立登記年月日 平成26年 9月17日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理事長	栗原 孝幸	記念歯科 管理者
理 事		
理 事		
監 事		

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	記念歯科	広島県呉市 阿賀北9丁目8番15号	一般病床 0床
			療養病棟 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を [] 書で記載すること。

(2) 付帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各項に掲げる業務)

該当無し

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことが出来る業務)

該当無し

(4) 当該会計年度内に社員総会で決議又は同意した事項

令和 3年11月10日 自令和2年10月1日 至令和3年9月30日の決算の決定

令和 4年 9月25日 自令和4年10月1日 至令和5年9月30日の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人社団 記念歯科

所在地 広島県呉市阿賀北9丁目8番15号

財 産 目 録

(令和4年9月30日現在)

1. 資 産 額	48,722千円
2. 負 債 額	41,256千円
3. 純 資 産 額	7,466千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	16,915
B 固 定 資 産	31,806
C 資 産 合 計 (A+B)	48,722
D 負 債 合 計	41,256
E 純 資 産 (C-D)	7,466

(注) 財産目録の価格は、貸借対照表の価格と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 記念歯科

※医療法人整理番号

所在地 広島県呉市阿賀北9丁目8番15号

貸 借 対 照 表

(令和 4 年 9 月 30 日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	16,915	I 流 動 負 債	9,257
II 固 定 資 産	31,806	II 固 定 負 債	31,998
1 有 形 固 定 資 産	30,484	負 債 合 計	41,256
2 無 形 固 定 資 産	613	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	709	科 目	金 額
		I 積 立 金	47,647
		II 基 金	15,113
		純 資 産 合 計	7,466
資 産 合 計	48,722	負 債 ・ 純 資 産 合 計	48,722

法人名 医療法人社団 記念歯科
所在地 広島県呉市阿賀北9丁目8番15号

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 3 年 10 月 1 日 至 令和 4 年 9 月 30 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事 業 損 益	
1 事 業 収 益	85,810
2 事 業 費 用	84,397
事 業 利 益	1,412
II 事 業 外 収 益	1,314
III 事 業 外 費 用	450
経 常 利 益	2,276
税 引 前 当 期 純 利 益	2,276
法 人 税 等	71
当 期 純 利 益	2,205

監事監査報告書

医療法人社団 記念歯科

理事長 栗原 孝幸 殿

私は、医療法人社団 記念歯科の第9期（自令和3年10月1日至令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他の重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月10日

医療法人社団 記念歯科

監事